西武新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業
事業期間が令和15年度まで延長されました

まちづくり計画係／9階
☎(3228)5463　FAX(3228)5417

　この区間の連続立体交差事業は、都（事業主体）と区、西武鉄道の3者が連携して鉄道を地下化することで踏切をなくし、交通渋滞を解消するために進められています。このたび、用地の取得状況などから、事業期間が令和15年度まで延長されました。
　今後も3者で協力し、事業の早期完了を実現できるよう取り組んでいきます。

7月1日～7日

飲酒運転させない TOKYOキャンペーン

～飲んだら乗るな、乗るなら飲むな～

生活・交通安全係／8階
☎(3228)8736　FAX(3228)5647

　飲酒運転は運転者だけでなく周囲にも責任が及ぶことがあります。以下を徹底して、飲酒運転を根絶しましょう。
☆自転車の飲酒運転も禁止されています
- お酒を飲んだら**運転しない**
- お酒を飲んだ人には**運転させない、車を貸さない**
- 運転する人には**お酒を出さない、勧めない**

CO_2（二酸化炭素）削減のアイデアを募集！

なかのデコ活コンテスト

環境・緑化推進係／8階
☎(3228)5516　FAX(3228)5673

　デコ活とは環境省が定めた、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしをつくる国民運動の愛称。受賞者には環境行動ポイント（ナカペイポイント）を贈呈します。

応募方法　7月3日～8月14日に電子申請で

部門（個人・団体とも可）

デコ活部門＝日頃取り組んでいるエコな工夫
キッズアイデア部門＝小・中学生が提案する、地球にやさしいアイデア
キャッチコピー部門＝11月に開催する「なかのエコフェア2026」で使用します

▲区HP

町会・自治会の活動に参加しませんか

地域自治推進係／4階
☎(3228)8921　FAX(3228)5620

　区内にある107の町会・自治会では、その地域に住む方がより暮らしやすくなるよう取り組んでいます。
　お住まいの地域の町会・自治会を確認できる地図や活動内容を紹介したリーフレットを、区民活動センター、区役所4階窓口で配布中。区HPか、リーフレットに付いている専用ハガキで入会の申し込みができます。

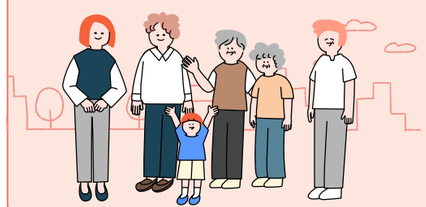

▲区HP

お知らせ

「若宮地区地区計画原案」の縦覧と意見募集

都市計画係／9階
☎(3228)8964　FAX(3228)5668

縦覧期間 7月1日～15日
縦覧場所 区HP、区役所9階窓口
意見を提出できる方 区域内の土地所有者及び案件に直接利害関係のある方
意見書の提出方法 意見書（書式自由）を7月1日～22日（必着）にtosikeikaku2@city.tokyo-nakano.lg.jp、郵送または直接、都市計画係へ。住所、氏名とふりがな、電話番号、利害関係のある方はその理由

「緑の実態調査」にご協力を

環境・緑化推進係／8階
☎(3228)5516　FAX(3228)5673

　区内の緑の現状を把握し、今後の施策に役立てるための調査です。調査に当たり、みなさんの敷地に立ち入る場合があります。ご理解・ご協力をお願いします。
☆調査員は、区発行の腕章・身分証明書を携帯しています。建物内に立ち入ることはありません
現地調査の内容
樹木＝幹回り1m以上、樹高9m以上の樹木の樹種・大きさなど
生け垣等＝道路等に接して設置されている生け垣・植樹帯の長さなど
壁面緑化＝道路等から見える壁面緑化の規模など
実施期間 7月～12月

「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第74号線及び東京都市計画道路幹線街路補助線街路第170号線」都市計画案の縦覧と意見募集

都市計画係／9階
☎(3228)8964　FAX(3228)5668

縦覧・意見募集期間 6月23日（消印有効）まで
縦覧場所 区役所9階窓口、都庁第二本庁舎12階都市計画課
意見を提出できる方 区内在住・在勤・在学の方、案件に直接利害関係のある方
意見書の提出方法 意見書（書式自由）を意見募集期間までに郵送または直接、東京都都市整備局都市計画課（〒163-8001新宿区西新宿2-8-1都庁第二本庁舎12階）へ。都市計画案の名称、提出日、住所、氏名とふりがな、区内在勤・在学の方は勤務先・通学先の名称・所在地、利害関係のある方はその理由

傍聴を　☆どなたでも傍聴できます。記載がないものは、当日直接会場へ

7月の教育委員会定例会

教育委員会係／7階
☎(3228)5734　FAX(3228)5679
①10日 ②17日
いずれも金曜日、午前10時から
区役所7階教育委員会室

中野区健康福祉審議会

健康福祉企画係／4階
☎(3228)5421　FAX(3228)5662
①7月13日（月）＝地域福祉部会
②14日（火）＝介護・高齢部会
いずれも午後7時～9時
①＝区役所7階会議室、②＝同8階会議室
☆事前申込制。6月22日～7月3日に電話、kenkofukusikikaku@city.tokyo-nakano.lg.jpまたはファクスで、健康福祉企画係へ。各日先着5人。要約筆記・手・保（各日先着3人）希望の方は、あわせて申し込みを。氏名とふりがな、連絡先、要約筆記・手はその旨、保はお子さんの氏名とふりがな、月年齢

中野区都市計画審議会

都市計画係／9階
☎(3228)8964　FAX(3228)5668
7月15日（水）午前10時から
区役所6階会議室　☆先着25人。午前9時30分から会場で受け付け。手・保（先着2人）希望の方は、6月24日～7月1日に電話またはtosikeikaku2@city.tokyo-nakano.lg.jpで、都市計画係へ。氏名とふりがな、連絡先、手はその旨、保はお子さんの氏名とふりがな、月年齢

中野区環境審議会

環境企画係／8階
☎(3228)5524　FAX(3228)5673
7月21日（火）午後2時から
区役所8階会議室
☆要約筆記・手・保（先着2人）希望の方は、6月22日～7月14日に電話またはkankyo@city.tokyo-nakano.lg.jpで、環境企画係へ。氏名とふりがな、電話番号、要約筆記・手はその旨、保はお子さんの氏名とふりがな、月年齢

国民年金保険料を納めることが経済的に難しい方へ

国民年金係／2階
☎(3228)5514　FAX(3228)5456

　収入の少ない方や失業などにより国民年金保険料の納付が難しい方を対象に、審査基準に基づき支払いを免除・猶予する制度があります。
　7月～来年6月分の保険料の免除・猶予申請については、7月に受け付けを開始します。
　郵送での申請を希望する方には、必要書類を郵送するので、国民年金係へ連絡を。

国民年金保険料の納付案内

　国民年金保険料の納付が確認できない方に対する、電話や文書などによる納付案内等は、日本年金機構が委託した民間事業者が行っています。
　委託先事業者などについて詳しくは、日本年金機構HPをご覧になるか、中野年金事務所☎(3380)6111へ問い合わせを。

区施設へは、公共交通機関をご利用ください